

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号口の指定をしたので、同法第一百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十二日

経済産業大臣 武藤 容治

計量法第十六条第一項第二号口の指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
三九一三〇一	令和七年四月二十二日	濃度計第一類	富士電機株式会社	富士電機株式会社 東京工場 東京都日野市富士町一番地